

調理師法施行細則の一部改正について

健康づくり支援課

調理師法施行令の一部が改正されたことを受け、以下のとおり調理師法施行細則の一部を改正した。

1 改正の趣旨

令和8年6月25日に調理師法施行令（以下「政令」という。）が改正され、調理師名簿（以下「名簿」という。）の登録事項に「日本国籍を有しない者にあつては、その国籍の属する国又は地域」が追加され、同年10月1日から施行されることとなった。

調理師法施行細則では、政令の規定に基づき名簿の登録事項の訂正や削除等の様式を定めていることから、今般の政令改正に対応するため同細則を改正した。

2 改正の概要

調理師法施行細則第十条各号に規定する以下の様式を改正した。

- ①第六号様式（調理師名簿）
- ②第七号様式（調理師名簿訂正申請書）
- ③第八号様式その一・その二（調理師名簿登録削除申請書）
- ④第九号様式（調理師免許証書換公布申請書）
- ⑤第十号様式（調理師免許証再交付申請書）
- ⑥第十一号様式（調理師免許証返納書）

3 施行日

令和8年10月1日（政令の施行日）